
wam セミナー 天皇制を考える(18)

在日朝鮮人と天皇制

指紋押捺拒否の闘いから

日 時：2025年11月3日(月) 14:00～16:30

場 所：AVACOチャペル

参加費：1000円 (wam 非会員は 1200 円)

ゲスト：崔善愛さん

【wam セミナー 天皇制を考えると？】

wamは、「女性国際戦犯法廷」(2000年、東京)から20年の節目にあたって、2020年9月から天皇由来の「祝日」のうち4日間を「祝わない」ために開館することになりました。天皇の戦争責任・植民地支配責任を問い、天皇制を維持してきた責任を見つめなおすために、タブーなく天皇制について議論できる「場」をつくっていきます。

イベントにご参加のみなさまへ

wam ではシンポジウムを撮影・録音しています。それらの写真・音声・映像はシンポジウム報告・紹介の文章等に使用されることがあります。撮影を望まない方は wam スタッフにお知らせください。

在日朝鮮人と天皇制

指紋押捺拒否の闘いから

1980 年以降、全国で闘われていた指紋押捺拒否の裁判が、1989 年 1 月 7 日の昭和天皇死去に伴う「恩赦」で打ち切られたのをご存知ですか？ 当時、指紋押捺を拒否し、再入国許可のないまま留学していた崔善愛さんは、この知らせを米国で聞いたといいます。「殴り、踏みつけたものが赦すとは本末転倒である」——父である崔昌華牧師をはじめ、公判中の 33 名ほぼ全員が「恩赦」を拒否しましたが、免訴判決によって裁判は継続できませんでした。

在日朝鮮人の歴史は、天皇制のもとでの植民地支配と切り離せません。日本国憲法施行の前日に、天皇最後の勅令で「外国人登録令」を朝鮮人に適用し、日本が主権を回復したその日に、法務省民事局長の通達ひとつで日本国籍を剥奪しました。

内閣改造のたびに「法務大臣」を最初に確認するという崔善愛さん。21 歳で指紋押捺を拒否し、その後も不服従の闘いを続けるなかでみえてきた日本という国家、そして天皇制についてお話を聞きます。

日 時：2025 年 11 月 3 日(月・休) 14:00～16:30

お 話：崔善愛さん

会 場：AVACO チャペル(定員 60 名／予約・先着順) *wam と同じ階です

参加費：1000 円(wam 会員。非会員は 1200 円)



***オンラインは翌日夕方以降のオンデマンド配信(1 か月)になります。**

お申し込みは左記二次元コードから Google フォームで。wam 事務局にメールをくだされば URL をお送りします。会場参加のみ電話での申し込みも可能です。



【ゲスト紹介】 チェ・ソンエ

1959 年生まれ。北九州市出身。ピアニスト。在日 2.5 世。愛知県立芸術大学大学院修了後、米国インディアナ州立大学大学院に 3 年間ピアノ留学。外国人登録証申請時の指紋押捺拒否を理由に再入国不許可となり、14 年間永住資格をはく奪された。1999 年、国会参議院法務委員会で意見陳述、その後、特別永住資格を取り戻した。主な著書に『「自分の国」を問いつづけて—ある指紋押捺拒否の波紋』(岩波ブックレット、2000 年)、『父とショパン』(影書房、2008 年)、『ショパン—花束の中に隠された大砲』(岩波ジュニア新書、2010 年)、『十字架のある風景』(いのちのことば社、2015 年)ほか。

主催：アクティブ・ミュージアム「わたしの戦争と平和資料館」(wam)
東京都新宿区西早稲田 2-3-18 AVACO ビル 2F 〒169-0051
t 03-3202-4633 f 03-3202-4634 wam@wam-peace.org

wam セミナー 天皇制を考える

wam は、「女性国際戦犯法廷」(2000年、東京)から20年の節目にあたって、2020年9月から天皇由来の「祝日」のうち4日間を「祝わない」ために開館することにしました。天皇の戦争責任・植民地支配責任を問い、天皇制を維持してきた責任を見つめなおすために、タブーなく天皇制について議論できる「場」をつくっていきます。

■これまでのセミナー

第1回 2020年11月3日

テーマ：叙勲・お言葉・思いやり…天皇と「国民」を結ぶものー「明治節」に考えるー
お話：池田浩士さん(京都大学元教員)

第2回 2021年2月11日

テーマ：桜の国の悲しみ、菊の国への抗いー「紀元節」に伝えておきたいこと
お話：石川逸子さん(詩人)

第3回 2021年2月23日

テーマ：「歌会始」が強化する天皇制ー序列化される文芸・文化
お話：内野光子さん(歌人)

第4回 2021年4月29日

テーマ：「昭和の日」に記憶する天皇の戦争責任ー近年の研究成果から学ぶ
お話：山田朗さん(明治大学平和教育登戸研究所資料館館長)

第5回 2021年11月3日

テーマ：近代天皇と家族の表象
お話：北原恵さん(大阪大学元教員)

第6回 2022年2月11日

テーマ：近代天皇制がつくってきた差別ー水平社宣言から100年を機に考える
お話：黒川みどりさん(静岡大学教員)

第7回 2022年4月29日

テーマ：天皇と戸籍
お話：遠藤正敬さん(早稲田大学台湾研究所非常勤次席研究員)

第8回 2022年11月3日

テーマ：撃ちてし止まむ！
お話：池田浩士さん(京都大学元教員)

第9回 2023年2月11日

テーマ：天皇制と仏教
お話：源淳子さん(仏教・ジェンダー研究)

第10回 2023年4月29日

テーマ：植民地責任から問うー靖国神社、合祀の罪(準備編)
映画上映：『あんにょん・サヨナラ』(監督：金兌鎰、共同監督：加藤久美子/2005年/107分)
アフタートーク：南相九さん(東北アジア歴史財団研究政策室長)

第11回 2023年5月25日

テーマ：植民地責任から問うー靖国神社、合祀の罪
お話：李熙子さん(太平洋戦争被害者補償推進協議会代表)

第12回 2023年11月3日

テーマ：日本の近現代史からみるー天皇制と勲章
お話：栗原俊雄さん(毎日新聞専門記者)

第13回 2024年2月11日

テーマ：「国民」が支える象徴天皇制なぜ天皇制に終止符が打てないのか
お話：伊藤晃さん(千葉工業大学元教員)

第14回 2024年4月29日

テーマ：女のからだと天皇制ー墮胎罪と「不良な子孫」の出生防止
お話：大橋由香子さん(フリーライター・編集者)

第15回 2024年11月3日

テーマ：「皇国史観」はどう作られたかー文部省の思想統制政策と歴史家の責任
お話：長谷川亮一さん(立教大学日本学研究所研究員)

第16回 2025年2月11日

テーマ：天皇のお金ー明治から戦後まで
お話：加藤祐介さん(一橋大学大学院専任講師)

第17回 2025年4月29日

テーマ：沖縄と天皇制ー疑似天皇制に振り回される女性たち
お話：宮城晴美さん(沖縄女性史家)

会員になりませんか？

●友の会年会費：3,000円 ●維持会員年会費：10,000円

会員にはニュースレター(年3回)のほかイベント案内などを逐次お知らせします。
維持会員は入館料無料。各種セミナーや刊行物の割引もあります。

郵便振替口座番号：00110-2-579814

口座名称：「わたしの戦争と平和人権基金」係

wam
アクティブ・ミュージアム

わたしの戦争と平和資料館
women's active museum on war and peace

開館時間：金・土・日・月 13:00~18:00
2月11日、2月23日、4月29日、11月3日は「祝わない」ため開館

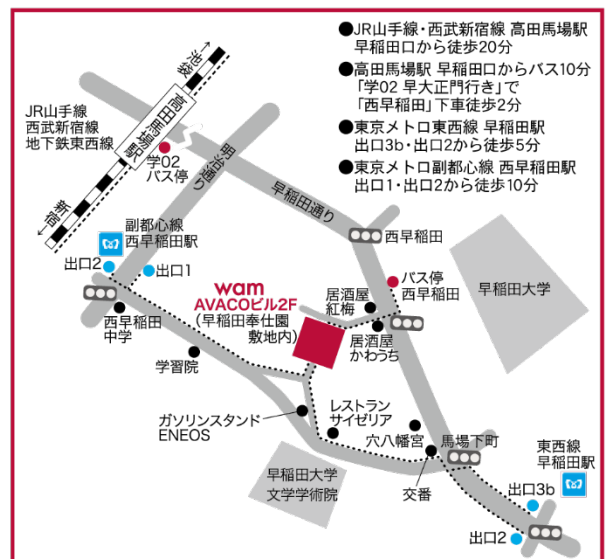
休館日：火・水・木・祝日(天皇制由来の上記4日を除く)

※時間外の団体来館はご相談ください。
※展示入れ替え期間と年末年始は休館となります。

入館料：18歳以上 500円
18歳未満 300円
小学生以下 無料

※障害のある方の付き添いは無料です。

東京都新宿区西早稲田2-3-18 AVACOビル2F 〒169-0051
T:03-3202-4633 F:03-3202-4634 E:wam@wam-peace.org
URL:https://wam-peace.org



『在日朝鮮人と天皇制』～指紋押捺拒否の闘いから

2025年11月3日 崔善愛（チェソンエ）

1959年12月 兵庫県宝塚市生まれ 61年北九州市「在日大韓キリスト教小倉教会」へ

1968年 寸又峽 キム・ヒロ事件

1976年 人格権訴訟(1円訴訟)

1981年1月 指紋押捺拒否（21歳） ＊指紋押捺拒否裁判

1986年～89年 再入国不許可のまま米国へ留学（26歳～29歳）

＊再入国不許可取消訴訟

88年 特別永住資格から「180日在留」へ

== 1989年1月 昭和天皇死去に伴う『恩赦』（29歳）

～長崎市長本島等さんへの銃弾・朝日新聞小尻記者・森井真「学長声明」

➡10年間不安定な在留資格を更新

1998年（39歳） 「再入国取消&永住資格確認訴訟」 ＊最高裁棄却

1999年 参議院法務委員会参考人招致

指紋押捺制度廃止 （07年復活）

➡指紋、奴隷・移動・出入国管理・支配

屈辱を屈辱と覚えることから

「国旗国歌法制定」

➡公立学校での「君が代」強制 「うたう」こと 国体思想の内面化

「わたしがであった天皇制」

A. 1989 年 昭和天皇死去にともなく免訴と恩赦拒否

① 「恩赦は拒否したい」{1989 年 1 月 26 日付朝日新聞}

資料 1

B. 1999 年 国旗国歌法 (朝日新聞「日の丸君が代考」(宮田光雄) 資料

指紋押捺制度廃止と国旗国歌法

C. 全国にひろがった「君が代訴訟」

▼北九州ココロ裁判(竹森真紀)

1985 年 公立学校の「日の丸」「君が代」掲揚・斉唱状況の全国調査(高石邦男文部大臣)

1986 年 北九州教育委員会「四点指導」(不起立調査開始)

① 国旗掲揚式場中央、児童生徒が国旗に正対する

② 国歌斉唱の徹底

③ 国歌斉唱はピアノ伴奏で行い、児童生徒および教師全員が起立して、正しく心をこめてうたう

④ 教師は卒業式に原則として全員参列すること

1996 年 17 人の教師が提訴 (沖縄国体・知花昌一氏 日の丸焼き捨て事件)

1999 年 国旗国歌法(ココロ裁判の全国化)

2005 年 福岡地裁 減給取り消し・4 点指導は「不当な支配」教育基本法 10 条 1 項違反。

2006 年 2 月 6 日 控訴審第 2 回 弁論 参加人として意見陳述

「君が代によって苦しむ人を無視する、その人間性の破壊をもっとも恐れている」

2011 年 最高裁判決・敗訴

*『教育現場に「心の自由を！」田中伸尚著 岩波ブックレット NO.

663

・ピアノ裁判(福岡陽子) 外部的行為と内部的行為記【2002 年提訴】

*「音楽は心で奏でたい」福岡陽子著 岩波ブックレット No. 647

・国立市ピンクリボン裁判(佐藤美和子) キリスト者として

・神奈川こころ裁判 ある高校 2 年生

D. 自民党の「党是」

第 1 条「天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。」

指紋押捺裁判33被告のほぼ全員

本社調査

外国人の指紋押捺(指うつ)制度などを定めた外国人登録法が政令恩赦の柱である「大赦」の対象となる法律のひとつに確定したが、指紋の押捺を拒否し、全国の裁判所で公判中の被告三十三人のほぼ全員が「恩赦を拒否したい」と考えていることが二十五日、朝日新聞社の調べでわかった。三十人が朝鮮・韓国籍で、天皇制による戦前の植民地支配の歴史を背景に、「天皇の死による恩赦は受けたくない」とする理由が多かった。また、全員が外資法の差別性を法廷で訴えており、「恩赦による免訴で、主張の場である裁判がないがしろにされる」との反発も強かった。法廷に恩赦を拒否することは極めて困難だが、今後、法廷内外で様々な抗議行動が予想される。

「恩赦は拒否したい」

朝日新聞

発行所 北九州市小倉北区時津町1丁目12番1号(郵便番号804)
朝日新聞西部本社
電話(093)531-1131
郵便番号804 福岡0-2960番
©朝日新聞西部本社 1989

薬用発毛促進剤
ワン・永寿
発売元 株式会社 スズケン

けで、何もかも地裁尼崎支部「裁判の本質差別性の科強は許されたい」支部、李根秀恩赦になるい疑され、起つたことにな分の被告が、法的対抗手段裁判所に免訴を求めると法廷で判決をするなどのみ。

住所	職業	年齢	恩赦に対してひと
東京都教育委員会	職員	59	恩赦がすべて失われるわけではない
東京都教育委員会	職員	58	反省せず大赦というのは本末転倒
北九州市立大学	学生	29	あえて裁判しているのだから、うれしくない
東京都立大学	教員	38	罪を許すということだが、何を許すのか
東京都立大学	教員	30	外資法撤廃への裁判がなければならぬ
東京都立大学	教員	34	恩赦で問題の解消はできない
川崎市立大学	職員	32	自由や人権を認めたらえでの免罪でない
東京都立大学	職員	44	裁判の記録や無罪主張が消し去られる
東京都立大学	職員	32	朝鮮支配のシンボルの死去で大赦は皮肉
東京都立大学	職員	48	法務省が反省しての恩赦ではない
東京都立大学	職員	38	国際人権規約違反を明確にできなくなる
東京都立大学	職員	33	こんな事態を、日本社会はどう考えるか
東京都立大学	職員	29	こちらから日本政府を告発していると考えている
東京都立大学	職員	44	相手からタオルが投げられにくい
大阪府立大学	職員	23	裁判には私が訴えている気持ちで臨んでいる
大阪府立大学	職員	31	問題の原点は天皇制
大阪府立大学	職員	26	判決の中身に期待していたのだが
大阪府立大学	職員	41	植民地支配の歴史をあいまいにする
大阪府立大学	職員	41	押捺拒否者を抱える重荷をなくそうとするもの
大阪府立大学	職員	35	罪を許すと富む権利はこちらにある
大阪府立大学	職員	24	残念だが、やむを得ない
大阪府立大学	職員	31	天皇の死による恩赦はいらない
大阪府立大学	職員	44	天皇によって作られた法律に恩赦を唱えている
大阪府立大学	職員	32	恩赦で片付けられるべき性質の裁判ではない
大阪府立大学	職員	43	私は押捺拒否が犯罪とは思っていない
大阪府立大学	職員	25	天皇の死によって恩赦は受けない
大阪府立大学	職員	24	一種の弾圧
大阪府立大学	職員	27	外資法の前身を作った人間の死による免罪は許し難い
大阪府立大学	職員	42	日本の責任を先送りするだけ
大阪府立大学	職員	38	押捺拒否を、自分の生き方としてやってきた
大阪府立大学	職員	35	裁判で差別性がはつきりしてきたのに
大阪府立大学	職員	32	裁判に自分の良心を賭(か)けてきた
大阪府立大学	職員	25	公開の場で正當に戦っている

背景に戦前の歴史

法務省などによると、公判中の被告は、最高裁六人、高裁八人、地裁十九人。朝鮮・韓国籍のほか、米国籍二人、中国籍一人。朝日新聞社は、被告全員に電話で、恩赦に対する気持ちなどを質問した。

「拒否したい」と答えた人は三十一人。残る二人も「残念だがやむを得ない」「恩赦の対象になることが正式に決まった段階で態度を決めたい」と、複雑な気持ちを語った。

「拒否」の最大の理由のひとつは、「天皇、天皇制」だった。「天皇の名によって戦前、民族性をよく尊し、戦後、無利状態を生んだ。その責任を反省せず恩赦にするのは本末転倒」「(最高裁で係争中の植民地支配)」「日本による侵略戦争の犠牲者がさらに差別を受ける問題だ。天皇が死んでわれわれの罪が許されるということ自体、矛盾している」(大阪地裁、洪仁成被告)

現在の外資法の前身である「外国人登録法」(昭和二十二年)に於いて、「登録令を生んだ人間の死によって免罪になるのは許し難い」(津地裁、須久明被告)「天皇によって作られた法律に異議を唱えているのに」(名古屋地裁、権政河被告)。

結論が出ないまま裁判が終わるようなことへの反発は、極めて強かった。

【指紋押捺拒否全被告アンケート】

〈最高裁〉

〈高裁〉

〈地裁〉

祭りの掛け声



風車

の朝鮮侵略

の朝鮮人被害者の救済や強制連行の実態調査などが、戦後四十五年たつてやっと話

熊本市の藤崎八幡宮 鮮を滅ぼした、説が拡
秋季例大祭の飾り馬車 大再生産される恐れが
納での掛け声「ボシタ」 あり、日本人の中にい
が使われないことにな われたき偏見を植えつ
った。この掛け声には、 ける可能性はある」と
以前から在日韓国・朝 して、使用をやめるよ
鮮人団体などから、「朝 う求めた。
鮮人蔑(べつ)視につ これに対し藤崎宮飾
ながら」として使わな り馬車(こし)審査委員
いようにとの声があで 会は八月二十五日、こ
いた。「ボシタ」の語源 を受け入れ、参加団体
には性表現説や(朝鮮 に掛け声として「ボシ
を)滅ぼしたとの説が タ」を使わないことを
あるが、戦前は一貫し 要請、参加団体もこれ
て加藤清正 を了承した。

の賛辞とし

題となり、その具体化
が始まった。「ボシタ」
廃止が投げかけた問題
も、これで終わったの
ではない。これを契機
に日本人は指紋捺捺制
度をはじめとする韓国
・朝鮮人など外国人へ
の差別の実態を考へ、
これらを廃止していく
行動を起すべきだと
思っ。私たちはやっ
とスタート台に立った。
(神田公司・くまも
と市民センター事務局
が使われ続けると、朝
熊本市)

戦意の高揚に利用され
た。また昨年は、くま
もと観光推進協議会が
ハングルで「ボシタ祭」
と書いた韓国向けパン
フレットを作り、抗議
を受けて回収した。
ことし七月十八日、
在日本朝鮮人総連合会
熊本県本部と在日大韓
民国居留民団熊本県地
方本部は連名で藤崎八
幡宮に対し、「ボシタ
と市民センター事務局
が使われ続けると、朝
熊本市)

↓ 岩手日報 2019年4月7日

「元号から、もっとと自由に」

元司法修習生 使用慣行を疑問視



「元号からはもっと自由になっていい」と話す神坂直樹さん

新元号「令和」に日本列島が沸く中、元号そのものに疑問を抱く人もいる。かつて司法修習を終えながらも裁判官への任官を拒否され、現在は大阪で塾講師を務める神坂直樹さん(55)もその1人だ。修習時代「元号は個人の生きる時間を支配するもの」と西暦を使っていた。改元ムードが高まる今こそ「元号からはもっと自由になっていい」と訴える。

神坂さんが元号に反対するのは、戦前の天皇制での軍国主義に反発していた両親の考えが根底にある。両親は戦没者を祭る「忠魂碑」への公金支出を巡る訴訟に携わり、父親の死後、神坂さんも原告団に加わった。

1991年に司法試験合格。司法修習では信条を守り、判決などを書く演習の際に西暦を使い、その都度「元号を使うように」と注意された。

修習のさなか、議論を戦わせる裁判官の姿に引かれ、任官を志す。成績はトップクラスだったにもかかわらず、教官から「君が裁判官になったら危ない」と

撤回を促されたという。94年、最高裁に採用願を出したが、結果は不採用。理由は明示されなかった。任官拒否を不当として起こした国家賠償訴訟は敗訴。

二審の大阪高裁判決は修習時代の西暦使用を持ち出し「自分の意見に固執し、指導に従わない点が顕著だ」と指摘した。

判決文などで元号を使うのは慣行にすぎず、判決をどう書くかは職権にかかわる。裁判官の独立は守られるべきだ」との考えは変わらな。外国人が関わる事件も増え、西暦使用に意欲はある。それなのに裁判官が『右にならえ』でいいのか」と語気を強める。

最近では元号より西暦を使う人も増えた。しかし改元を機に「私たちは再び元号に縛られる」と予想する。

「みんなが受け入れているかのような演出は戦前以上ではないか。元号に順化されてきた日本の在り方をもっと相対化したほうがいい。そういう自由すら許されないのはおかしいでしょう」

申立書

一九八七年（あ）第二三一号

無罪判決を求める申立書

崔 昌 華
崔 昌 華
崔 昌 華

一九八九年三月一日付、最高検察庁が免訴判決を求めたこと
に対して左記のように無罪判決を求める。

一九八九年六月二〇日

崔 昌 華
崔 昌 華
崔 昌 華

最高裁判所

第二小法廷 御中

記

一 経過及び不利益処分経過

(一) 経過

一九八〇年十一月八日 指紋押捺拒否

(北九州市小倉北区役所)

一九八三年 五月一四日 北九州市小倉北区長告発

の人権としての海外渡航の自由が奪われた。

(三) 居住期間短縮処分の経過

指紋押捺拒否を理由に今迄居住期間三年が一年に一九八七年
一月六日期間短縮処分を受け、一九八七年二月二八日、一
九八八年二月一二日の期間更新において一年となり現在も
続いている。

(四) 収容所における面会不許可処分

一九八六年六月二四日横浜入国者収容所において政治亡命者
関洪九さん（一九八三年一月北九州市門司港に入国、関わ
った身元引受人）との面会申請に対して指紋押捺拒否を理由
に不許可となった。以後何回も面会不許可処分となった。
一九八八年三月二四日横浜入国者収容所長の要請で職員五名
立会の下で「人権侵害について新聞社に報道しましょうか」
と私が言ったら、所長は「あなたの口を閉ざすには刺して消
す以外は法がないだろう」と人権侵害の暴言をした。
一九八六年十二月二三日大村収容所において二〇年近く毎年
クリスマス慰問に、面会申請したところ指紋押捺拒否を理由
に面会不許可処分にした。一九八七年にも面会不許可処分に
なった。

(五) 篤志面接委員取り消し

法務省福岡矯正管区長より一九七一年五月に小倉刑務所、小
倉拘置所、城野医療刑務所三施設の篤志面接委員に委嘱され
た。一六年間奉仕してきたが一九八七年二月五日委嘱を取り
消された。通常このようなボランティア活動は本人の願出に

(2)

(1)

一九八三年十一月一六日 起 訴
一九八五年 八月二三日 福岡地裁小倉支部判決 罰金一万円

一九八五年 九月 五日 福岡高裁控訴

一九八六年十二月二六日 福岡高裁判決 罰金一万円

一九八七年 一月 四日 最高裁上告

一九八七年一〇月 五日 上告趣意書提出

一九八九年 二月 四日 判決を求める上申書提出

(恩赦拒否宣言添付)

一九八九年 三月一四日 最高検、免訴判決等申立書

コピー受領

一九八九年 三月一六日 申立書提出するとの上申書提出

一九八九年 五月二八日 最高裁より公判期日

(六月三〇日) 通知受ける

(二) 再入国不許可処分の経過

法的に有罪が確定されていない時、指紋押捺拒否を理由とし
て再入国不許可処分をした。

一九八〇年十一月一八日、指紋押捺拒否後四回再入国許可を
得て海外旅行した。

一九八二年一〇月二九日、指紋押捺拒否を理由に、ソウルで
の国際人権会議主題講演のため出席が再入国不許可のため会
議が延期された。その後人権会議出席を理由に再入国申請を
四回したが、指紋押捺拒否を理由に不許可処分となった。

一九八八年七月二八日、再入国許可を得るまで六年間、基本

より解雇される。指紋押捺拒否による圧力からである。

(六) 指紋押捺拒否が裁判所において最終的に有罪として確定
されていないにもかかわらず法務大臣の裁量によって「再入
国不許可処分」「居住期間短縮処分」「面会不許可処分」が
なされ人権侵害をしてきている。

指紋押捺拒否は在日韓国人・朝鮮人を犯罪人扱いする人権侵
害の政策立法であり、その人権侵害の法を維持するため指紋
拒否者に対する制裁を行政処分によって実施してきた。

このような人権侵害状況において最高裁は憲法、国際人権規
約等に照らしてはつきりと無罪判決することによって人権の
トリデであることを世界に示して欲しい。無罪判決によって
日本政府の人権侵害に対する公式謝罪及び賠償を求める法的
根拠をもつことになる。

二 恩赦を乞うべきは天皇と日本政府

(一) 私と天皇

私が一九三〇年九月二四日朝鮮平安北道宣川で日本国籍をも
つ朝鮮人として生れた。天皇の名による韓・日併合されて二
〇年後であり天皇の赤子であった。
小学校三年生の時名前が崔昌華(崔昌華)が高山昌華と創
氏改名され、朝鮮語科はなくなり国語(日本語)だけとなり
朝鮮民族の言語、文化、歴史は奪われ、国語常用が強要され
「私達は日本帝国の臣民であります」と皇国臣民の誓詞が毎
日唱えさせられた。東方遙拝、神社参拝、特にキリスト教信
者に強権をもって参拝を強制した。奉安殿(天皇の写真があ

る)に向って礼をした。又「天皇陛下」という言葉を聞くだけで直立不動の姿勢に無意識になる程天皇制教育を受けた。中学二年生の時校長から推薦されて将来の陸軍大将を夢見て陸軍幼年学校を受験した。まさに天皇の赤子としての教育が効を奏したわけである。

このように私の爪先から骨の髄まで日本人らしくなり朝鮮民族の一人であることを恥じ、その民族に嫌気をもちそのことによって私の人間性は全く奪われてしまったのである。

(二) 韓民族の生存権剝奪

韓・日併合併より民族として生存する全てを奪われた。民族の言語、文化、歴史が奪われ、日本大和民族の言語、文化、歴史のみが教えられた。朝鮮の各地には大和民族が銃剣の保護の下で植民されていった。韓民族は土地を奪われ中国、ソ連に移住せざるを得なくなった。又日本へ労働のため強制連行され二百五十万にも及んだ。更にアジア諸民族をも踏みつけてきたのである。韓民族およびアジア諸民族の生存権を剝奪したのは天皇ヒロヒトの名によってなされたのである。

(三) 外国人とみなす

日本敗戦後一九四五年一月第二十八帝国議会で在日朝鮮人、台湾人の参政権を停止させた。

一九四七年五月二日天皇の最後の勅令、外国人登録令発布。在日朝鮮人・台湾人を当分の間外国人とみなすと規定したのである。

在日朝鮮人の無権利状態、二十一世紀のドレイとしたのはま

に埋めつくされた。町に出て歩くのにもこわさを感じた。

一月八日九州朝日(KBC)テレビのインタビューがあった天皇の死についてどう考えるかであった。答える前にテレビ記者に「発言した後生命の保障しますか」という言葉を言った。本心に恐ろしさ、こわさ、人間の死に何故こんなにかわいのだろうか、現在までのたたかいをふまえ天皇の死による大赦とは本末転倒であると卒直に言った時の反応がこわかった。生命の危険すら覚え、インタビュー後は戸締りをしっかりとした。KBCは厳しい発言は放映せず、平凡な発言のみを放映した。

一九八九年一月一日毎日新聞「ひと」の欄にのった。今迄人権闘争の過程で脅迫の手紙、電話は多数受けた。又集会後デモの時右翼の宣伝カーから一メートル先で「朝鮮人帰れ」とののしられた時もあった。

これらは全て外側からの脅迫であったが、今度は外側からよりも私自身の内部からこわさ、恐ろしさ、震えを感じ、戸に鍵をかけたり自分でも判らないような不審な行動をとった。死の恐ろしさを感じた。

一九八九年一月二六日朝日新聞に「恩赦は拒否したい」と一面トップでのった。

一九八九年二月四日「恩赦拒否宣言」は短い文章であるけれど、数日間自分自身とたたかい、恐ろしさ、こわさ死ぬかも知れないという覚悟をもって……「裁かれ赦されるべきは天皇ヒロヒトと日本政府であり」と書く時はベンがふるえ

さに天皇ヒロヒトである。

(四) 人間性・民族主体性回復のたたかい

大学、大学院修士、博士課程において法律、特に人権、国籍少数民族、国際条約について学び、他方一九六八年の金婚式事件、一九七三年のアメリカ、アトランタでの人権闘争について交流、一九七五年日本国籍確認の訴え、参政権獲得闘争人格権訴訟、名前の民族語音で正しく呼べ(被告NHK)指紋押捺拒否闘争等を通して、同化されていた自分自身の爪先から骨の髄までしみこんでいたものを一つ一つはぎとり、人間性、民族主体性を少しずつ取り戻していったのである。本心に同化された自分との涙ぐましい、民族主体性のある人間性の回復のたたかいである。約二十年近いたたかいであったけれど本音の部分で「天皇はこわい」というイメージはなかなかなくならない。このことが「天皇制反対」の集会には意図的に避けていたのである。

(五) 恩赦拒否のたたかい

天皇ヒロヒトの死に伴って恩赦の対象に指紋押捺拒否者(二回以降)を含めるという話が一九八八年一月二月終り頃からあった。一九八九年一月になり、だんだんはつきりしてきた。一九八九年一月一二日毎日新聞西部本社前田岳都記者から大赦についていろいろと質問を受け、自分自身が今迄逃避していたことからはつきりと天皇の死に伴う大赦拒否の気持をはつきりさせた。しかし内心おびえていた。

(3)

一九八九年一月七日天皇死去。全てのマスコミは天皇の記事

(4)

筆舌で現しようのない身のちぢむこわさ、ふるえを感じながら一字一字満身を込めて精神を集中して書いたのである。この言葉が二月五日の朝日、毎日引用されてのっていた

(六) 真に恩赦を乞うべきは……!!

天皇ヒロヒトの死亡、それに伴う大赦、恩赦拒否のたたかいの中で私自身の身にしみてみこんでいた天皇制教育人間性破壊、即ちこわさ、ふるえ、おびえを感じる内なる私自身をみた時、私という人間の尊厳をゆがめ踏みじったのは天皇ヒロヒトであることがはつきりした。それと共に韓民族抹殺政策はまさに天皇の名によるものである。加害者と被害者が歴史的側面からも明らかであり加害者天皇ヒロヒトと日本政府が被害者韓民族と韓民族全体に対して、むしろ恩赦を乞うべきなのは恩赦云々とはまさに本末転倒である。真に裁かれ赦されるべきは天皇ヒロヒトであり日本政府なのである。それ故に、真に心から恩赦を乞うべきなのは天皇ヒロヒトであり日本政府である。

三 結 び

(一) 毎日新聞社発行マイニチグラフィ、週刊一九八九・五、七・一四ルボ89韓国から見た天皇「ヒロヒト」88~89頁

(二) 毎日新聞社発行マイニチグラフィ、週刊一九八九・六、一ルボ89韓国人留守家族初の肉親再会訪問84~86頁

この二つの資料は韓国人の天皇の死に関わる思いを知ること